

平成28年第3回北海道議会定例会 一般質問 開催状況

開催年月日 平成28年9月26日
質問者 共産党 真下 紀子 議員
答弁者 知事、経済部長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
二 原発政策等について (一) 核燃料サイクルについて (エネ) (真下議員) 国は国策として「核燃料サイクル」を推進し、これまでに巨額の税金を投じてきました。しかし、その要である高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉が検討され、核燃料サイクルの破綻が現実のものになろうとしています。このまま「核燃料サイクル」が滞り、原発を稼働させ続けられれば、現在国内外に約48トンと言われるプルトニウムの消費先がなくなるばかりではなく、日本は核保有国になってしまう危険が生じます。プルトニウムを原料とするMOX燃料を使った北電泊原発3号機でのプルサーマル発電に同意した知事として、注視していることと考えますが、今般の経緯をどう把握し、どのように受け止めているのか、伺います。 (二) 国への申し入れについて (エネ) (真下議員) いまこそ、「もんじゅ」の廃炉を機に、「核燃料サイクル」から撤退し、「原発ゼロ」の道を進むべきであり、原発に依存しない北海道を公約に位置づける知事は、国にそのことを強く申し入れるべきと考えますが、見解を伺います。 【再質問】 二 原発政策等について (一) 使用済燃料について (エネ) (真下議員) 原発政策についてですが、相変わらず知事の答弁は国任せのまです。高橋知事は、核燃料サイクルに位置づけられた泊原発のプルサーマル計画の是非について、国からの説明に納得し、責任を持って同意したのではないではありませんか。それなのに担当部長に答弁を任せるところに問題の重大さを軽んじる知事の姿勢が垣間見えています。しかし今、「もんじゅ」の廃炉によってその前提が崩れるわけです。泊原発が再稼動すれば、再処理の見通しがないまま使用済核燃料を増やしていくばかりではありませんか。知事は、その事は外に置いて議論を進めようとするのですか、お答えください。 (二) 泊原発について (エネ) (真下議員) 「もんじゅ」の廃炉後も国はあくまで核燃料サイクルにしがみついているように見えますが、全く見通しはありません。泊原発再稼動に地元同意を求められる知事として、核燃料サイクルの行方が見えないまま責任を持った判断ができるとお考えか、お答えください。	(経済部長) 原発政策に関しまして、高速増殖炉「もんじゅ」についてであります。国策として「もんじゅ」は、高レベル放射性廃棄物の減容・有害度の低減などのための国際的な研究拠点として位置づけられておりますが、これまでに、保守管理の不備などに係る種々の問題が明らかとなっているところでございます。こうした中、昨年11月、原子力規制委員会が、文部科学大臣に対し、「日本原子力研究開発機構」に代わり、運転を安全に行う者の特定などについて勧告を行い、また先週、原子力関係閣僚会議において、廃炉を含め、抜本的な見直しを行うこととし、その取り扱いに関する方針を年内に決定することとしたものと承知をしており、引き続き、国の責任において、しっかりと取り組むべき課題と考えております。 (知事) エネルギー政策に関し、まず核燃料サイクルなどについてであります。私といたしましては、電力は多様な構成とする必要があると考えているところであり、「省エネ・新エネ促進条例」の趣旨を踏まえ、今後とも新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう取り組んでいくことが必要と考えております。核燃料サイクルを含め、原子力政策につきましては、エネルギー問題に責任を持つ国として、国民の理解が得られるよう説明を行うなど、丁寧に取り組む必要があると考えています。 (知事) 最初に使用済燃料についてであります。国策として「もんじゅ」は、高レベル放射性廃棄物の減容・有害度の低減などのための国際的な研究拠点として位置づけられておりますが、これまでに、保守管理の不備などに係る種々の問題が明らかとなっているところでございます。こうした中、昨年11月、原子力規制委員会が、文部科学大臣に対し、「日本原子力研究開発機構」に代わり、運転を安全に行う者の特定などについて勧告を行い、また先週、原子力関係閣僚会議において、廃炉を含め、抜本的な見直しを行うこととし、その取り扱いに関する方針を年内に決定することとしたものと承知をしており、引き続き、国の責任において、しっかりと取り組むべき課題と考えております。 (知事) 次に泊原子力発電所についてであります。泊原発所は、現在、規制委員会における厳正な審査が継続中であり、予断を持って申し上げる状況にはありませんが、私といたしましては、泊原発所に関し具体的な内容が示された場合には、道議会のご議論などを踏まえながら、適切に対応していかなければならないと考えているところであります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(三) 泊発電所内の施設の新規制基準適合性について (原安) (真下議員) 先日、日本共産党議員団は、泊原子力発電所の視察を行いました。その中で、施設の耐震性などについて質問したところ、発電所構内に8つも並んでいるタンクについて、冷却水に使われる水を貯蔵するタンクということですが、北電からは耐震設計上重要な設備ではないという説明でした。冷却水のタンクとのことで主要な施設でもあるにも関わらず、耐震設計上重要な施設ではないとのことですが、私は安全性に大きな懸念を持ちました。そこで伺います。 1 タンクの耐震性について (原安) (真下議員) 耐震設計上重要な設備でないと説明があったこのタンクについて、どのようなタンクなのかご説明下さい。また、耐震設計上重要な設備でないとのことですが、耐震の基準がどのようにになっているのか併せて伺います。 2 タンク周辺の重要施設への影響について(原安) (真下議員) また、このタンクのすぐそばに安全対策上重要な施設が設置されているとのことですが、どのような施設なのかお示し下さい。また、地震の際、このタンクの損壊によって、この重要な施設に影響を及ぼすのではないかと考えるところですが、いかがでしょうか、伺います。 3 泊発電所の安全対策について (原安) (真下議員) こうした泊発電所の安全対策上重要な施設に影響を及ぼすことも懸念されるタンクについて、耐震設計上の扱いが重要ではないとしているような状況が今回初めて明らかになりました。仮に国が新規規制基準への適合を認めたとしても、泊原子力発電所は安全だとは言いきれないのではないですか、知事の認識を伺います。	(危機管理監) エネルギー施策などに関し、泊発電所の地震対策についてであります。発電所構内には、発電の際の冷却水などに使用する海水や河川水を処理した水を貯蔵する「ろ過水タンク」とその水から製造した純水を貯蔵する「2次系純水タンク」があり、1、2号機用として2系統で4つ、3号機用として2系統で4つ、合計で8つの貯水タンクが設置をされております。これらのタンクにつきましては、原子炉施設の耐震重要度分類上、一般産業施設や公共施設と同等の安全性が要求される施設として建築基準法で規定される耐震性を確保することが要求されていると承知をしております。 (危機管理監) 次に、貯水タンク周辺施設についてであります。貯水タンクの周辺には、発電の際に生ずる温排水を海中に放水するため一時的に貯水する放水ピットと呼ばれる設備があり、津波などの際に、このピットから海水が逆流することを防ぐため、このピットに溢水防止壁を設ける工事を行っていることと承知をしております。この溢水防止壁につきましては、耐震重要施設となっており、現在、北電において、貯水タンクが損壊した場合の溢水防止壁への影響と対策を検討しているところであると聞いております。こうした対策を含め、原子力規制委員会による審査が行われているところと承知しております。以上でございます。 (知事) 次に、原発の安全対策についてであります。新たな規制基準は、原子力規制委員会において、福島原発事故の教訓や最新の技術的知見、IAEA等の国際機関の安全基準を含む海外の規制動向などを踏まえて策定したものと承知を致します。私と致しましては、原発は何よりも安全性の確保が最優先であり、規制委員会において、こうした最新の知見を反映した基準に基づき、施設の耐震性や津波対策等について、厳正に審査を行っていただくことが重要と考えるところであります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
【再々質問】 二 原発政策等について (一) 国の説明について (エネ) (真下議員) まず、核燃料サイクルと原発の再稼働についてです。知事の答弁では、国と同様、あくまで核燃料サイクルを推進する、使用済核燃料対策は処理の見込みがなくとも、貯蔵能力を拡大強化する国の方向を答えたのみですが、知事も同じ考えでしょうか。知事ご自身は国にどのような説明を求め、国民の理解が得られる状態とはどういうこととお考えなのか、伺います。 (二) 知事の判断について (エネ) (真下議員) 併せて、知事ご自身の判断基準はどのようなものなのか明確にお答えください。 知事、思い出していただきたいことがあります。泊原発3号機において、核燃料サイクルに位置付けているプルサーマル発電の是非を巡って道民から意見を聴くシンポジウムにおいて、北電が賛成意見を指示するやらせメールを送ったことが発覚し、北海道でもやらせ問題が明らかとなりました。覚えていらっしゃるでしょうか。思い出したくないと思うんですけども、国、北電、受注業者、さらに道も関与して、原子力村総出のやらせという世論操作まで行われてきたことが明らかになった訳です。福島第一原発事故とともに、こうしたやがんだ手法によって推進された原発政策を私達は今一度しっかりと検証すべきではないかと考えます。「もんじゅ」には、これまで1兆円を超える巨額投資が行われてきました。北電における安全対策費は、2,500億円にせまり、原発停止後の維持管理費・冷却費用は約3,600億円にのぼり、これに加えるとこの5年間でゆうに6,000億円を超えることになります。 原発は、終わらない安全対策が求められるほど危険であり、経済的にも安い電源と言えないことが明らかとなってきた中、加えて核燃料サイクルの破綻により核保有国と見なされる外交的リスクも生じることになる訳です。北海道の知事として、いつまでも国が国がと繰り返して責任逃れをすることなく、原発に依存しない北海道へと舵を切ることを強く指摘しておきます。	(知事) 最初にエネルギー政策についてありますが、原子力について、国は、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置づけており、原発の安全性やエネルギー政策上の必要性などについては、国が責任をもって、説明すべきと考えているところであり、これまでも、要請を行っているところであります。 (知事) 次に泊発電所についてありますが、泊原発は、現在、規制委員会における厳正な審査が継続中であり、予断を持って申し上げる状況にはないものと考えます。 私といたしましては、具体的な内容が示された場合には、道議会のご議論などを踏まえ、適切に対応してまいります。

平成28年 第3回 北海道議会定例会〔一般質問〕開催状況

開催年月日 平成28年9月26日(月)
質問者 日本共産党 真下 紀子 議員
答弁者 知事、職員監

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
三 人事行政等について (一) 幹部職員数について 道ではこれまで、職員数適正化計画に基づき、札幌医科大学、試験研究機関の独立行政法人化や民間開放の推進、新規採用者の抑制により、職員数の縮減を進め、職員数は、高橋知事が就任する前年の2002年度に比べて、約7,000人減の1万3,735人となったと述べています。 しかし、一方では、次長級以上の幹部職員数は増加しています。部長級では3名の増加、また次長級では155名から164名と9名増加し、特に本庁だけで見ますと37名の大幅な幹部の増加となっています。 職員数を減らし若手職員が少なくなっている中で、幹部職員ばかりを増加させているのはどういった目的があるのか。また、道政の推進にはたして大きな効果があるのか、所見を伺います。 (二) 逆ピラミッドのいびつな構造について また、知事は、職員全体で7,000人も減らし、簡素でコンパクトな道庁づくりを進めているということですが、幹部職員だけの増加は、それにも逆行し、逆ピラミッドのいびつな構造となっているのではありませんか。私は現場の職員は仕事が増える一方ではないかと懸念をしております。 今後は幹部のスリム化を図り、バランスの取れた構造を検討すべきと考えますが、所見を伺います。	(職員監) 人事施策に関し、庁内体制の整備についてであります。道では、複雑化・多様化する課題に的確に対応できるよう、これまで、本庁に「局制」を導入し、局長がその責任のもと所管事務を遂行する体制を整えるとともに、重要課題に応じて、部長級である少子高齢化対策監や交通企画監等を設置するなどし、意思決定の迅速化や業務責任の明確化を一層図るなど、業務執行体制の充実強化に取り組んできているところでございます。 今後とも、限られた人員の中で、社会経済情勢の変化や、様々な道政課題に、総合力を発揮して、スピード感をもって対応できるよう、必要に応じ庁内体制の整備を行ってまいります。 (知事) 人事施策に関し、道の組織機構についてであります。道では、簡素で効率的、機動的な組織機構を基本としながら、行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう毎年度の組織機構改正等において、必要な庁内体制の整備に努めてきているところであります。 こうした中、人口減少問題対策や空港運営戦略など、多分野にわたり複雑化している重要課題の解決に向けては、幹部職員が適切な役割分担と責任のもと、よりスピード感を持って対応することが求められているところであり、これら幹部職員の担う職務の困難さは増しているものと認識をいたします。 このため、今後においても、その時々々の課題を的確に把握しながら、必要な執行体制の充実強化を図り、質の高い行政サービスの提供に努めてまいります。
(再) 三 人事行政等について (一) 幹部職員数について 1 幹部職員比率の推移について 人事行政に関し、幹部比率の推移についてまず確認をさせていただきたいと思います。 知事は幹部職員の増加は「行政課題に迅速かつ的確に対応するために必要な体制整備」だと答弁されましたが、本当にそうでしょうか。職員総数は7,000人も減少で、約3分の2まで減らしています。同じ期間の幹部比率の推移を見ますと、部長級は約2倍、倍加に近いものではありませんか。この推移について同じ認識かどうか確認をしたいと思いますので、ご答弁をお願いいたします。 2 空港戦略推進監について 幹部職員養成と登用について、知事は幹部を増やした理由として、「適切な役割分担とスピード感を持った対応が求められている」からだと言及されましたが、見逃せないのは人事においても国とのパイプにすぎた運営にシフトしていることです。 知事は北海道空港の一括民営化について今年中に北海道発の提案をすると、対応を加速していますが、実態は官邸主導ではありませんか。道内での機運の盛り上がりも高くはないけれども、菅官房長官に官邸に呼ばれ、空港民営化を決めなくてはならなかったため、経済産業省の人事交流で空港運営戦略の担当幹部として部長級に据えたのではなかったのでしょうか。道政	(知事) まず、庁内体制の整備についてであります。各分野にわたり複雑化している重要課題の解決に向けては、トップダウンでスピーディーに自ら動くなど、幹部職員の担う職務の困難さが増えている中、こうした課題に的確に対応できるよう必要な庁内体制の整備に努めてきているところであり、部長級職員は、平成14年度には、職員数20,692名に対し38名で、割合は0.18%であり、27年度には、職員数13,735名に対し41名で、割合は0.3% となっているところであります。 また、道といたしましては、今後においても、その時々々の課題を的確に把握しながら、必要な執行体制の充実強化を図り、質の高い行政サービスの提供に努めてまいります。 (知事) 次に、職員の人事についてであります。道では、各階層で、専門性や実践力の向上を図る職員研修を実施するなどしているほか、幅広い視野や構想力、積極的な行動力と強いリーダーシップ等を備えた幹部職員の育成のため、トップセミナーといった研修などにも取り組んでいるところであります。 職員の登用に当たっては、直面する道政上の課題を総合的に勘案するとともに、道外の企業や、各省庁との折衝など、その担う役割を十分に踏まえた上で、適任者を登用しているところであり、今後とも、適材適所の人事配置を行ってまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
史上初めての4期目も担う知事は幹部養成をいったいどのように進めてきたのですか。適切な役割分担とスピード感を持って対応できる幹部を十二分に育ててきたはずなのに、空港民営化に関して北海道発の提案をするために地域事情に詳しいとはいえないのに、なぜわざわざ国からの出向者を充てなくてはならないのか。北海道発の提案を北海道発の幹部になぜ任せられないのか、伺いたいと思います。 (再々) 三 人事行政等について (一) 幹部職員数について 1 部長職について 人事行政に関し、再質問で申し上げましたように高橋道政になってから、職員数が3分の2まで減っているのに、2倍には届いておりませんけれども、部長級が1.7倍となっていることがはじめて分かりました。そのため、一つの部に部長級が監、監、監と複数いる事態に変貌しました。総合政策部では、部長級が4人もいて存在感が分散してしまうではありませんか。 これでは縦割り意識が一層強くなり、部長の総合的な判断や責任、調整力を小さくしてしまうのではありませんか。その心配はございませんか。 まして、年度途中のいびつな人事行政に職員からも不満の声が上がっています。 こうした議論は、今回、議会で初めてです。常日頃から議会議論を踏まえてとおっしゃっている知事ですから、こうした声を、こうした意見をよく検証して見直していこうというお考えに至らないのかどうかお答えをいただきたいというふうに思います。	(知事) 人事行政に関し、庁内体制についてであります。道といたしましては、道政上の重要課題の解決に向けて、部長職をはじめ、幹部職員の担う職務の困難さが増してきている中、毎年度の組織機構改正等において、必要な庁内体制の整備を図ってきているところであり、今後とも、様々な道政課題に対して、幹部職員が適切な役割分担と責任のもと、総合力を発揮して、スピード感を持って対応できるよう、執行体制の充実強化に努めてまいります。

平成28年第3回北海道議会定例会 一般質問 開催状況 (環境生活部)

開催年月日 平成28年9月26日(月)
 質問者 日本共産党 真下 紀子 議員
 答弁者 知事 高橋 はるみ
 環境生活部長 小玉 俊宏

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
三 多様性を尊重する社会について (一) 北海道男女平等参画推進条例とLGBT・SOGIについて 道は、男女平等社会の実現をめざし、北海道男女平等参画推進条例を制定し施策を推進してきました。しかし、性別による固定的な役割分担意識、それに基づく制度や慣行が存在し、LGBT・SOGIなど多様な性に対して、理解が足りないことや、いじめの対象となるなど、解決していかなければならない新たな課題が生じています。 また、これまで性同一性障害を精神障害ととらえてきた医学界でも見直しの方向とお聞きをしております。行政においては不要な性別表記の不記載と男女比率の把握の整合性など検討すべき課題もあると考えます。そこで、北海道男女平等参画推進条例を改正していく必要性について、知事の認識を伺います。 (三) 公共建築物での対応について 性的指向や性自認等に対する正しい理解と、高い寛容性の醸成のために、様々な取組が必要とされます。特に、トイレの利用にストレスが高いとお聞きをしましたが、日常生活の中でだれもが使えるトイレの設置など、ハード面に対応していく必要があるのではないのでしょうか。今後建築される建物も既存の建物も含めた公共建築物、また、学校現場においてどのように取り組むお考えか、知事及び教育長に伺います。	(環境生活部長) LGBTの方々などへの対応についてであります。LGBTや性的指向と性自認、いわゆるSOGIを理由とした差別などからの保護について、国連で決議がなされるなど、近年、国際的な関心が高まっており、国におきましても、男女共同参画基本計画などにに基づき、人権教育、啓発活動等の取組が進められております。 道におきましては、「北海道人権施策推進基本方針」において、LGBTなど性的マイノリティの方々についても、重要課題の一つと位置づけ、リーフレットの作成・配布やフォーラムの開催などを通じて、人権教育や啓発に取り組むとともに、各種公文書の性別欄についても必要な見直しを行ってまいりました。 現在、性的指向などを理由とする差別の解消や相談・支援体制の整備、制度上配慮すべき事項などに関する法案が議論されており、道といたしましては、今後、こうした国の動向等を注視するとともに、他都府県等における条例も参考としながら、LGBTの方々などに対する理解が深まるよう、適切に対応していく考えであります。 (環境生活部長) 公共建築物における対応についてであります。LGBT支援団体と住宅設備メーカーが行った意識調査によりますと、LGBTの方々の半数以上がトイレの使用にストレスを感じている状況にあり、公共施設において、年齢や性別、障がいの有無を問わず使えるトイレを使用したいとの回答が多く見られるところであります。 公共施設におきましては、それぞれの施設の実情に応じ、多様な利用者のニーズを踏まえた適切な配慮が求められておりますことから、道といたしましては、LGBTの方々などを含め、誰もが安心して快適に利用できるトイレの設置がより多くの公共建築物で進むことが望ましいと考えております。 こうしたことから、LGBTの方々などに対する理解が深まるよう、リーフレットの作成・配布等を通じ、啓発に努めていく考えであります。 (知事) 多様性を尊重する社会に向けた取組についてありますが、LGBTの方々などが抱える困難などについて社会の理解が進んでいるとはいえない状況を踏まえ、現在、国会において、性的指向などを理由とする差別の解消などに関する法案が議論されていると承知をいたします。 道といたしましては、こうした動向を注視するとともに、「北海道人権施策推進基本方針」に基づき、LGBTの方々などへの理解が深まるよう、国の機関等とも連携をして、人権教育や啓発などの取組を進め、誰もが偏見や差別を受けず、地域で安心して暮らすことができ、個性や人格を尊重し合う思いやりに満ちた社会づくりに向け取り組んでまいっている考えであります。
再質問 今回の質問で、教育長から、北海道いじめの防止等に関する条例については必要な措置を講ずるとの答弁でした。 また、北海道男女平等参画推進条例については、改正には踏み込んでいただけませんでした。別の条例制定も含めて、早晚考えていかなければならない課題と考えます。 今後、多様性を尊重する社会について、どのように取り組んでいこうとするのか知事の見解を伺います。	

速報第2691号 H28. 9. 29発行 総務課 扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	28年・3定 一般質問 9月26日	質問者	真下 紀子 議員 日本共産党 (旭川市)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
四 多様性を尊重する社会について (二) いじめ等防止条例とLGBT・SOGIについて また、北海道いじめの防止等に関する条例、いじめ防止基本方針ではLGBT・SOGIに関しては人権教育の推進にとどまっています。教育現場での研修機会も少なく、教職員の対応にも課題があるとの調査も報道されています。適確な理解に基づかない誤った対応を普及しては逆効果と言えます。どのような研修に努めているのか、また今後どう改善していくのか。さらに、今後条例の見直しの中でどのように取り組もうとしているのか、教育長に伺います。 (三) 公共建築物での対応について 性的指向や性自認等に対する理解と高い寛容性の醸成のために様々な取組が必要とされます。特にトイレの利用にストレスが高いとお聞きをしましたが、日常生活の中で誰でもが使えるトイレの設置など、ハード面に対応していく必要があるのではないのでしょうか。今後建築される建物も既存の建物も含めた公共建築物、また、学校現場においてどのように取り組むお考えか、知事及び教育長に伺います。		(教育長) 多様性を尊重する社会に関し、まず、LGBTやSOGIに関する教職員の研修等についてでございますが、道教委では、LGBTやSOGIいわゆる性同一性障害や性的指向、性自認などに関する正しい理解を深めさせるため、これまで、教職員向け指導資料を作成・配布し、校内研修等での活用を促すほか、各管内で実施する「生徒指導研究協議会」や、「初任段階養護教諭研修」などにも性同一性障害等に関する内容を取り入れるなどいたしまして、研修の充実に努めてきたところでございます。 しかしながら、市町村教育委員会や道立学校において研修を実施している割合が低いことから、今後、校内体制の整備に取り組んでいる事例や、指導資料等を活用した研修の事例などを取りまとめ、学校に提供するなどいたしまして、研修の確実な実施と充実に努めてまいります考えでございます。 また、「北海道いじめの防止等に関する条例」につきましては、条例施行後3年を目途として、国における「いじめ防止対策推進法」などの関連する法律の動向等を踏まえ、必要な措置を検討してまいります考えでございます。		学校教育局 参事(生徒指導・学校安全)
		(教育長) 性同一性障害等のある児童生徒に対する学校施設の対応などについてでございますが、道教委では、これまで、性同一性障害等も含め様々な事情に配慮した多目的トイレについて、建物が狭隘である1校を除くすべての道立学校に整備をしてきたところでありますが、市町村立学校におきましては、半数程度の整備状況となっておりますことから、今後、市町村に対し、国の補助事業を活用した多目的トイレの整備などを積極的に働きかけてまいります考えでございます。 また、性同一性障害等のある児童生徒に対しては、職員トイレの使用や更衣室としての保健室の利用など、学校生活の各場面で様々な工夫をしながら支援に取り組むよう、児童生徒の心情等を尊重したきめ細かな対応について各種会議等を通じて、市町村教育委員会や学校に対し、指導助言を行ってまいります。		施設課
五 貧困対策等について (一) 子どもの貧困対策について 4 相対的貧困の実態把握と支援のアプローチについて 特に、見えにくくなっている貧困のサインを見逃さず、学校や医療機関などと連携し、対象者の把握と支援のアプローチを行うかが大切になります。道は相対的貧困等の支援に結びつけていくために、どのような対策をとるのか。 また、貧困家庭の子どもたちを支援するためには、よりきめ細かな実態把握を行い支援に結びつけていくことが必要と考えますが、どう対応するのか教育長に伺います。		(少子高齢化対策監) 支援が必要な子どもたちの把握などについてでございますが、子どもの貧困対策を効果的に進めるためには、関係する機関が子どもへの支援の視点に立ち、相談対応を出発点として、各種の取組につなげていくことが重要であります。 このため、学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置推進による相談支援の充実に加え、生活困窮世帯の子どもたちに対する学習支援などに取り組むとともに、本年度から、様々な環境で生活する子どもたちが、学びや食事をともにしながら、安心して過ごすことのできる居場所づくりを進めることとしており、こうした取組を通して、支援を求める声をあげることができない子どもたちを把握し、実際の支援に結びつけていくなど、相談支援施策の一層の充実に図ってまいります考えであります。		保健福祉部
		(教育長) 子どもたちへの支援についてでございますが、道教委では、保護者の経済状況などにかかわらず、全ての子どもがひとしく教育を受けることができるよう、これまでも就学援助制度の適切な実施について、市町村教育委員会や学校に対し、働きかけてきたところでございますが、今後は、知事部局が実施する子どもの生活環境などの実態調査なども参考にしながら、各市町村における就学援助の実施状況をより具体的に把握し、保護者に対する制度の周知徹底を図るなど、支援を必要とする全ての子どもへの保護者が、こうした制度を活用できるよう促してまいります考えでございます。		義務教育課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
(二) 無料低額診療について 3 就学援助世帯等への制度普及について 札幌市や旭川市などの事業実施医療機関では、就学援助対象者は世帯全員を無料低額診療の対象としていると聞いております。低所得であっても、子どもの貧困の背景にある世帯全体の受診を保证するものであり、画期的と言えます。しかし、事業そのものを知らない人も多く、周知を図ることで必要な医療を受けることができる、あるいは相談窓口へつながりなどの効果が期待されます。事業の効果に対する認識と、今後どのように取り組むのか伺います。 また、就学援助の周知と一体に無料低額診療など他施策の普及啓発も行う必要があると考えられます。そうすることで、貧困の早期発見にもつながることが考えられますが、保護者や教職員への周知についてどのように取り組むのか教育長に伺います。 (指摘) 五 貧困対策等について (一) 子どもの貧困対策について 子どもの貧困対策について、指摘をいたします。 今年の第一回定例会の我が会派の代表質問において、子どもの貧困対策計画の中で、子どもと保護者の生活支援に取り組むという大事な視点を持ちながら、施策の達成年度と目標、財源の確保については、明らかにされていないこと、対象が限定され、子どもの貧困の捉え方が狭い上に、目標も低いと指摘しましたが、実態調査の結果を踏まえ、こうした課題を早急に解決すべく、見直していくことを強く求めておきます。 (指摘) (二) 無料低額診療について 道も有意義と評価された無料低額診療について、道民に広く周知するとともに、医療支援のあり方として、道においても、どのような方法がとれるのか、考えておいていただくよう指摘をします。	(保健福祉部長) 就学援助対象者の無料低額診療事業の利用についてありますが、無料低額診療事業における診療費減免の方法は、事業を実施する医療機関において定めることとされ、道内では、一部の医療機関において就学援助制度の対象となっている保護者の世帯を対象とする取組を行っており、生活に困窮する世帯の医療を受ける機会を確保する観点から、有意義なものと考えております。 道としては、引き続き、無料低額診療を実施する医療機関についてホームページによる情報提供を行うこととしておりますが、各医療機関の事業内容などについても、検討してまいります。 (教育長) 他の支援制度に関する保護者等への周知についてでございますが、道教委では、就学援助制度について、これまでも保護者等への周知も含め制度の適切な実施について市町村教育委員会などに働きかけてきており、各市町村では、子どもの入学時や進級時における保護者への制度の案内のほか、広報誌やホームページの活用など、様々な機会を通じて周知を行っているところでございます。 道教委といたしましては、今後、就学援助制度の周知に際しましては、無料低額診療など福祉担当部局等が実施する支援制度などについても合わせて知らせるなど、各市町村において、学校や保護者等に対してよりきめ細やかな情報提供が行われるよう、知事部局とも連携しながら、働きかけてまいりたいと考えてございます。	保健福祉部 義務教育課

開催年月日

平成28年9月26日(月)

質問者

日本共産党 真下 紀子 議員

答弁者

知事 高橋 はるみ

教育長 柴田 達夫

保健福祉部長 村木 一行

少子高齢化対策監 田中 宏之

質問内容	答弁内容
五 貧困対策等について (一) 子どもの貧困対策について 1 相対的貧困の定義について 次に貧困対策等についてです。「北海道子どもの貧困対策推進計画」では、絶対的貧困と相対的貧困という貧困の定義自体に明確な記述がありません。道は、それぞれどのように定義をしているのか、伺います。 私はかねてから貧困状態の実態把握を求めてきましたが、今般、道が実態調査に踏み出すことは歓迎するものです。しかし、問題は内容です。 2 道の貧困実態調査について ユニセフでは、先進35カ国の子どもの相対的貧困率を発表していますが、日本は14.9%と、35カ国中9番目という高さになっています。 また、所得だけでは表されない実際の生活水準を測る方法として「剥奪状態」を指数に掲げています。 道が行う実態調査において、貧困の対象となる人をどのように捉えているのかが、大変重要と思います。相対的貧困や剥奪状態といった視点を持って調査を行う必要があると考えますが、いかがお考えか伺います。 3 貧困の道民理解促進に向けた取り組みについて 昨今の子どもの貧困に関する報道をめぐり、発言した高校生への中傷がインターネット上で広がりました。こうしたいわゆる「貧困たたき」と言われる風潮の背景には、貧困をめぐる認識が国民の中に伝わっていないことがあると考えます。目に見える「絶対的貧困」に対して「相対的貧困」は目には見えにくいといわれ、自尊心が育つ成長過程において、「子どもたちは必死で「普通」を装うため、問題が見えにくい」と指摘する専門家の声もあります。 本道が子どもの貧困対策を進めていく上で、貧困に対する理解を道民に広く啓発することは必要不可欠と考えますが、道は具体的にどのように取り組むのか伺います。	【少子高齢化対策監】 貧困対策等に関し、まず貧困の定義についてでございますが、絶対的貧困については、一般的に人々が生活するために必要な食料や医療などが欠けている状態とされているところでございます。 また、相対的貧困については、OECDにおいて世帯の手取り所得から世帯人員一人当たりの所得を算定し、その所得の中央値の半分以上の額で生活している状態とされており、直近の平成24年「国民生活基礎調査」では、算定後の所得の中央値は244万円であり、この半分の122万円に満たない人の割合である相対的貧困率は16.1%となっているところでございます。 【少子高齢化対策監】 次に、子どもの貧困の実態把握についてでございますが、道では、市町村の協力を得ながら、小・中学校等の児童、生徒の家庭を対象に子どもの生活環境などの実態に即して調査し、過去の調査結果との比較や世帯の収入を視点とした分析を行うこととしております。 現在、有識者や支援団体、当事者であった方々などで構成するネットワーク会議からご意見をいただきながら、朝食や子ども部屋といった子どもの生活にとって必要とされるものが欠けている状態、いわゆる剥奪状態に係る設問や世帯収入に係る設問などの調査項目をはじめ、対象とする小・中学校の学年やアンケート用紙の配付・回収といった調査方法などについて幅広い視点で検討しているところでございます。 【知事】 次に子どもの貧困対策に関し、道民意識の醸成についてであります。子どもの貧困対策の推進に当たっては、道民の皆様が子どもの貧困を社会的に重要な課題として理解を深め、参加・協力していただけるよう気運を醸成していくことが重要であると考えます。 このため、道ではこれまで、子どもの貧困対策推進計画に掲げた教育、生活、就労、経済的支援等の各般の取組状況をホームページでお知らせするとともに、当事者であった方々や支援団体などと連携の上、市町村や関係団体に対し、様々な機会を活用して、貧困の現状や道の取組などについて情報発信を行ってきたところであります。 今後とも、実態調査の結果を取りまとめた上で、子どもの貧困の実態について幅広く周知を図るなどして、道民の皆様の一層の理解と協力を得て、地域の実情に合った効果的な取組を促進をしてまいります。

質 問 内 容	答 弁 内 容
4 相対的貧困の実態把握と支援のアプローチについて 特に、見えにくくなっている貧困のサインを見逃さず、学校や医療機関などと連携し、対象者の把握と支援のアプローチを行うかが大切になります。道は相対的貧困等を支援に結びつけていくために、どのような対策をとるのか。 また、貧困家庭の子ども達を支援するためには、よりきめ細かな実態把握を行い、支援に結びつけていくことが必要と考えますが、どう対応するのか教育長に伺います。 【指摘】 子どもの貧困対策について指摘をいたします。 今年の第1回定例会の我が会派の代表質問において、子どもの貧困対策計画の中で、子どもと保護者の生活支援に取り組むという大事な視点を持ちながら、施策の達成年次と目標、財源の確保については明らかにされていないこと、対象が限定され子どもの貧困の捉え方が狭い上に目標も低いと指摘をしましたが、実態調査の結果を踏まえ、こうした課題を早急に解決すべく、見直していくことを強く求めています。 (二) 無料低額診療について 1 自治体独自の取組について 道内では22の市町村で無料低額診療を行う医療機関が51あります。自治体独自に、この事業の対象となっていない調剤費に係る助成を行い、事業の周知に努めている自治体もあると聞いております。 自治体独自の取組を道はどのように把握し、道民周知に努めてきたのか伺います。 2 道独自の助成措置について 先ほども今ほども述べましたように、無料低額診療の対象は保険医療機関のみで、調剤薬局は対象となっておりません。道は国に対して対象拡大の要望をしていますが、なぜ今日まで実現していないのか。実現しないまでの間、道はどのような取組を行うのか伺います。	【少子高齢化対策監】 次に、支援が必要な子どもたちの把握などについてでございますが、子どもの貧困対策を効果的に進めるためには、関係する機関が子どもへの支援の視点に立ち、相談対応を出発点として、各種の取組につなげていくことが重要であります。 このため、学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置推進による相談支援の充実に加え、生活困窮世帯の子どもたちに対する学習支援などに取り組むとともに、本年度から、様々な環境で生活する子どもたちが、学びや食事をともにしながら、安心して過ごすことのできる居場所づくりを進めることとしており、こうした取組を通して、支援を求める声をあげることができない子どもたちを把握し、実際の支援に結びつけていくなど、相談支援施策の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。 【保健福祉部長】 無料低額診療に係る自治体独自の取組についてありますが、無料低額診療事業は、社会福祉法に基づき、医療機関が生計困難な方に対して、無料又は低額な料金を診療を行う事業であり、道内では、この事業を利用された方の院外薬局における調剤費について、4つの自治体で独自に助成を行っております。 こうした取組は、各自治体においてそれぞれの広報誌やホームページなどにより、地域住民の方々に周知をされておりまして、道におきましては、無料低額診療を実施する医療機関についてホームページに掲載しているところでございます。 【保健福祉部長】 次に、無料低額診療事業の対象拡大についてありますが、道では、これまで、地域からの御要望を踏まえ、無料低額診療事業の対象となっていない院外薬局における調剤費について事業の対象とするよう、国に要望してきております。 現在、厚生労働省では、無料低額診療事業のあり方について検討が行われているところでございまして、道といたしましては、こうした国の動向を注視しながら、様々な機会をとらえて、働きかけてまいりたいと考えております。

質 問 内 容	答 弁 内 容
3 就学援助世帯等への制度普及について 札幌や旭川市などの事業実施医療機関では、就学援助対象者は世帯全員を無料低額診療の対象としているとお聞きをしております。低所得であっても子どもの貧困の背景にある世帯全体の受診を保証するものであり、画期的と言えます。しかし、事業そのものを知らない人も多く、周知を図ることで必要な医療を受けることができる、あるいは相談窓口へつながりなどの効果が期待されます。事業の効果に対する認識と、今後どのように取り組むのか伺います。 また、就学援助の周知と一体に無料低額診療など他施策の普及啓発も行う必要があると考えられます。そうすることで、貧困の早期発見にもつながることが考えられますが、保護者や教職員への周知についてどのように取り組むのか教育長に伺います。 道も有意義と評価された無料低額診療について、道民に広く周知するとともに、医療支援のあり方として、道においてもどのような方法がとれるのか考えていただくよう指摘をしておきます。 六 国民健康保険の広域化について (一) 国の財政支援について 国保の広域化に際し、知事会は当初1兆円の支援を求めている経過がありますが、国は3,400億円の財政支援にとどめようとしています。約3分の1に削減されることになれば運営上の影響は甚大と考えますが、知事はいかがお考えでしょうか。増額を要求する必要があると考えますが、いかがか伺います。 (二) 国保料・給付等について 市町村は住民に身近な行政として、国保加入者の所得や医療費などを踏まえ、地方自治のもと、それぞれ特色ある国保行政が行われてきました。しかし	【保健福祉部長】 次に、就学援助対象者の無料低額診療事業の利用についてであります。無料低額診療事業における診療費減免の方法は、事業を実施する医療機関において定めることとされ、道内では、一部の医療機関において就学援助制度の対象となっている保護者の世帯を対象とする取組を行っており、生活に困窮する世帯の医療を受ける機会を確保する観点から、有意義なものと考えております。 道といたしましては、引き続き、無料低額診療を実施する医療機関についてホームページによる情報提供を行うこととしておりますが、各医療機関の事業内容などについても、検討してまいります。 【教育長】 他の支援制度に関する保護者等への周知についてでございますが、道教委では、就学援助制度について、これまでも保護者等への周知も含め、制度の適切な実施について市町村教育委員会などに働きかけてきており、各市町村では、子どもの入学時や進級時における保護者への制度の案内のほか、広報誌やホームページの活用など、様々な機会を通じて周知を行っているところでございます。 道教委といたしましては、今後、就学援助制度の周知に際しましては、無料低額診療など福祉担当部局等が実施する支援制度などについても併せて知らせるなど、各市町村において、学校や保護者等に対して、よりきめ細かな情報提供が行われるよう知事部局とも連携しながら、働きかけてまいる考えでございます。 【知事】 国保の財政基盤の強化についてであります。今回の制度改正にあたっては、国と地方の協議において、国の財政支援の規模も含めて、議論がなされた結果、国では、毎年3,400億円、加入者一人あたり1万円程度となる公費負担を行うこととされ、こうした財政支援により、今後、市町村とともに運営することとなる国保財政の安定化が図られるものと考えるところであります。 しかしながら、今後も加入者の高齢化や医療の高度化などにより、医療費の増加が見込まれることから、道といたしましては、更なる財政基盤の強化に向け、全国知事会などと連携し、国に対し強く要請をしてまいります。

質 問 内 容	答 弁 内 容
今、都道府県化によって、国保行政から自治が奪われようとしていると言っても過言ではありません。	
1 国保料・給付の一律化について 国保料や保険給付は自治体の実態に即すべきです。本道では医療提供体制は地域によって大きく異なり、所得についても同様です。 そうした実態を無視して、いわゆる「統一料金・統一サービス」によって道内全域一律化するような地域特性を考慮しないものであってはならないと考えますが、知事の見解を伺います。	【保健福祉部長】 国保の保険料水準などについてであります。今回の制度改正は財政基盤が弱く、小規模保険者が多いことなど、市町村国保の構造的な課題に対応するためのものであり、保険料の平準化を含めた負担の公平性や安定的な財政運営を将来に向けて確保していくこととされております。 こうした中で、道内の市町村では、医療費や所得の水準が大きく異なっており、保険料の基礎となる納付金の算定に、それらの水準をどの程度反映させるか、中長期的な視点を持って検討していく必要があるものと考えております。 また、市町村が担う事務の広域化や標準化を進めていくことも重要と考えており、道といたしましては、市町村のご意見や北海道国保運営協議会での審議を踏まえ、保険料水準のあり方などについて、検討してまいります。
2 収納率による納付金等の算定のあり方について 保険料の収納率によって、市町村から道に収める納付金に差を設ける、あるいは道から市町村への保険給付費交付金に差を設けるような懲罰的算定はすべきでないと考えますが、いかがか伺います。	【保健福祉部長】 保険料収納率の取扱いについてであります。新たな国保制度における納付金は、道が、北海道全体で必要となる医療費を賄うため、市町村ごとに、その医療費や所得の水準を考慮して、金額を設定することとされ、また、市町村が医療機関に支払う医療費は、その全額を道から交付することとなっております。市町村の収納率により、納付金や交付金の額を調整する趣旨ではございません。 市町村においては、これまでも収納率向上対策に取り組んできておりますが、納付金の財源となる保険料の収納率が低ければ、保険料の設定に影響すること考えられるため、道といたしましては、今後、市町村と協議しながら市町村ごとの収納率目標を定めるとともに、先進的な事例なども参考に、収納率向上に向けた取組を検討してまいります。
3 一般会計からの法定外繰入について 市町村が苦しい財政状況の中でも、懸命の努力で、一般会計から国保会計に繰り入れを行い、保険料を軽減することによって、収納率を高め、受療権を守ることは住民の命と健康を守る上で、地方自治体の重要な取組みです。 しかし、国はこの法定外繰入の解消を求め、道もまた、解消または削減しようとしています。これは看過できません。 こうした自治体の自主的取り組みを道が主導して「解消」するなどということは地方自治に真っ向から反することになりませんか。地方分権の旗手と評判の高い高橋知事は、いかがお考えか伺います。	【知事】 一般会計からの繰入についてであります。国保会計の運営は年度単位で行われており、必要な支出を保険料や国庫負担金などで賄い、収支を均衡させることを原則とし、新たな国保制度では、こうした財政運営を都道府県単位で行うことで、全道の加入者が支え合う仕組みとなり、今後においては、国の財政支援措置の拡充や納付金の導入で、収支合わせのための繰入の必要性が大幅に減少すると見込まれるところであります。 こうしたことから、道といたしましては、市町村の財政負担となっている決算収支の不足を補うための一般会計からの繰入については、段階的な解消へ向けた認識の共有が必要と考えるところであり、今後、国保制度の円滑な運営に向けて、市町村の意見を十分お聞きしながら、検討してまいります。

質 問 内 容	答 弁 内 容
(再) 国の財政支援について 知事は国保の更なる財政基盤の強化に向けて国に要請する、市町村の意見を十分に聞くことと答弁されましたが、一方で担当部長は市町村事務の広域化や標準化を進めると答え、知事も法定外繰入の段階的解消に向けた認識の共有が必要と答えております。そこで、市町村の意向にそぐわない保険料の平準化や負担の標準化であっても押しつけていくのではないかと懸念が生じます。また、高橋道政以前は、道の独自予算によって、市町村国保を支援しておりました。これを無くしてしまったのは高橋道政です。こうした経過も踏まえ、知事に伺います。道は市町村の意見をよく聞き、地方自治を活かしながら国保料が生計費を圧迫することなく、社会保障としての国保の運営に当たり、道民生活を守ることを強く求めますが、見解を伺います。	【知事】 今後の国保の運営についてであります。国保は、道民の健康を守るセーフティネットとして欠かせないものであり、新たな制度の導入にあたっては、市町村の意見を十分お聞きしながら道として、更なる財政基盤の強化に向け、全国知事会などと連携し、国に対し強く要請をしてまいる考えであります。
七 介護保険について (一) さらなる軽度者はずしについて 1 全道の影響額について 国の社会保障審議会の介護保険部会では、要支援1・2、要介護1・2の方の、福祉用具貸与、住宅改修、及び訪問介護のうち生活援助を介護保険から外し、原則自己負担とすることを答申し、来年の通常国会で成立させようとしています。これは、経済・財政の運営指針である「骨太方針2015」をもとに、いかにして社会保障費を削減するかという発想から作られたものと言えますが、本道における影響額は、それぞれどのくらいか。また、道民にどのような影響を及ぼすとお考えか、お答えください。 2 福祉用具貸与・住宅改修の利用減による悪影響について 車イス、特殊寝台、リフト、床ずれ防止マット、徘徊感知器などの福祉用具の貸与及び、家の中の段差の解消や、トイレの便器を洋式に変更したり、玄関前にスロープを設置するなどの住宅改修は、在宅生活を支える必要不可欠なものです。これが原則自己負担、すなわち10割全額自己負担となったら、利用が大幅に縮小することになりかねません。道内でどのくらいの利用者に影響があり、どのような影響があると思っているのか、伺います。 福祉用具利用や住宅改修等の利用が減ることは、家族の負担を強化するだけではなく、症状の改善に逆行し、重度化に繋がりがねないと考えますが、知事のお考えを伺います。 (二) 利用者負担の拡大について 昨年8月から一定所得以上の利用者に2割負担を求める仕組みが導入され、負担が跳ね上がった利用者の中に怒りを広げています。さらに、今度は「原則2割」へと道が開かれる危険が極めて濃厚です。	【少子高齢化対策監】 制度の見直しについてでございますが、現在、国では、世代間・世代内の負担の公平を図り、能力に応じた負担を求める観点などから、被保険者の範囲や利用者負担のあり方、また、福祉用具貸与や住宅改修などに係る要支援1・2及び要介護1・2といった介護度の低い方に対する自己負担のあり方について、一部補助を行うことも含めて、検討が行われていると承知をしております。 現時点においては、その詳細が明らかとなっていないため、利用者負担への影響額等についてお示しすることはできませんが、国が公表した平成26年度の報告によりますと、本道における要支援と要介護1・2の方の介護給付費については、福祉用具貸与は約34億6千5百万円、住宅改修は約14億5千2百万円、訪問介護は、生活援助と身体介護を併せて約187億2百万円となっております。 【少子高齢化対策監】 福祉用具貸与等に係る給付の見直しについてでございますが、現在、国で検討されている見直しの詳細が明らかとなっていないため、利用者数等、その影響についてお示しすることはできませんが、平成26年度、本道における要支援と要介護1・2の方の年間の利用実績については、福祉用具貸与が延べ約52万件・月、住宅改修は約1万9千件となっております。 身体の機能を補完する福祉用具の貸与やバリアフリー化を図る住宅改修は、高齢者の安心した在宅生活を支える上で、有効なサービスであると考えておりまして、道といたしましては、これらの介護サービスを必要とされる方が、必要なサービスを適切に利用できる仕組みであることが大切と考えております。 【知事】 介護保険サービスの利用者負担についてであります。現在、国では、介護保険制度の持続可能性を高め、世代間、世代内での負担の公平を図り、能力に応じた負担を求める観点から、介護度の低い方に

質 問 内 容	答 弁 内 容
高齢者の年金が減らされ続けている中で、さらなる負担増について、ただただ「国政の場」にゆだねるわけにはまいりません。知事は、道民の命と健康を守る責任を全うするため、「利用料の引き上げはすべきではない」と明言すべきと考えますが、いかがか伺います。 介護保険の見直しによって、軽度者からサービス利用を奪い、利用者の利用料は2倍に引き上げ、さらに保険料納付を20歳から拡大しようとする流れにあります。国の制度である介護保険に、国民を強制加入させておいて、サービスは削減、負担は強化、これを押し付けるというのは、国民から国家的詐欺と言われても仕方ないと言わざるを得ません。もうすでに、厚労省の元幹部から、国家的詐欺だという指摘も出ています。こうした果てしない利用者負担の拡大を、知事は仕方ないとお考えでしょうか。見解を伺います。	対する支援や利用者負担のあり方などについて、検討が行われているものと承知をいたします。 道といたしましては、介護保険制度は、介護サービスを必要とする方が必要なサービスを適切に受けることができる仕組みであることが何より重要であり、そのためには、低所得の方への対策も講じた上で、負担と給付のバランスに配慮し、将来にわたって制度が維持できるよう、常に運用面を検証し、不断の見直しを行うことが必要であると考えており、引き続き、全国知事会とも連携を図りながら、利用者負担のあり方を含め、必要な要望を行うなど適切に対応してまいります。
（再）福祉用具貸与等の給付の見直しについて 本道における要介護2までの介護利用と給付費は、答弁にあったように、福祉用具貸与の利用が延べ52万件・月で、約34億6千5百万円、住宅改修は1万9千件で、14億5千2百万円、生活援助は約187億のうち、身体介護を除いたとしても、100億円を超える規模でしょう。これだけの利用が必要であるにも関わらず、国の言うとおりに介護保険から外していけば、どれだけ高齢者の健康や生きがいに影響をきたし、家族の負担が増え、そして社会的損失につながるか、知事は想像できるでしょうか。知事はこの負担の重さをしっかりと受け止めるべきではありませんか。いかがかお答え願います。	【知事】 福祉用具貸与等の給付の見直しについてであります。現時点においては、利用者負担への影響など、見直しの詳細が明らかとなっていないところですが、こうしたサービスは多くの方々が利用しておられ、在宅で暮らす要介護認定を受けた高齢者にとって大事な介護サービスであることから、今後とも議論の動向を注視をしてまいります。
（再）制度設計に向けた提案について また知事は、介護サービスを必要とする方が、必要なサービスを適切に受けることができる仕組みであることが、何より重要と答弁をする一方で、制度の持続性が優先されるかのような答弁もされました。これでは納得できません。知事も一緒に頑張って、社会保障としての介護保険を充実させ、発足当初の目的であった介護の社会化、選択できるサービスの保障を求め、道民の視点に立って制度設計に向けた提案を国に行っていくことこそ必要ではないでしょうか。再度、答弁を求めます。	【知事】 介護保険制度の見直しについてであります。道といたしましては、これまでも制度の見直しについて、本道の実情等を踏まえ、低所得者への負担軽減措置の拡充や、過疎・離島等の地域に見合った介護報酬の設定などの提言を行ってきており、今後とも、介護サービスを必要とする高齢者の方々が必要なサービスを適切に受けることができるよう、全国知事会とも連携を図りながら、必要な要望を行うなど、適切に対応してまいりたいと考えております。
【指摘】 北海道でも多くの方が利用している訪問介護の生活援助が、保険給付から外された場合、どのような影響があるのかを、京都ヘルパー連絡会が調査をし、この度公表いたしました。 生活援助が保険から外された場合、親族などに助けを求めるが46%に上っています。本道は核家族が多く、家族への負担転嫁に伴う困難や、移動に時間がかかるための困難が予想されます。また、一部私費サービスを使うが34%、つまり3人に2人は必要な利用が出来なくなる可能性もあるわけです。私費サービスが十分使えない場合どうなるか、状態	

質 問 内 容	答 弁 内 容
が悪くなると答えた方は、精神状態で８６％、身体状態で８２％にも上っています。 命と生きがいを支えるヘルパーサービスを外すことによって、重度化が進み、家族の負担を増やすような見直しは、介護保険の目的でもある介護の社会化にも逆行するものです。少なくとも今回の見直しによる、あまりにも大きな影響を道としても把握し、国にサービス削減を行わないよう、見直しを求める必要があると、強く指摘をしておきます。	

平成28年第3回北海道議会定例会〔一般質問〕開催状況

開催年月日 平成28年9月26日(月)
質問者 日本共産党 真下 紀子 議員

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
八 建設労働者の処遇改善について (一) 2015年度建設工事下請状況調査の結果について 次に、建設労働者の処遇改善についてです。 2015年度建設工事下請状況調査の結果が公表されました。 指導件数のほとんどが、設計労務単価を下回った労務単価の設定についてです。 道はこれまで設計労務単価を1円たりとも下回らないよう指導し、国の設定も引き上げられてきたわけですが、極めて憂慮すべき結果ではないでしょうか。 2015年度建設工事下請状況調査の結果と知事の受け止めと改善の必要性について改めて伺います。 (二) 設計労務単価引き上げのための実効ある対策について 知事は設計労務単価を下回る事態が長年にわたって改善されないことをどう受け止め、今後どのように改善していくとするのか。 新たに実効性のある対策に向けて真剣に取り組むべきではありませんか。 どのように取り組むお考えか、伺います。	〇建設部長 名取 哲哉 (建設管理課) 建設労働者の処遇改善に関し、技能労働者の賃金水準についてであります。公共工事設計労務単価については、平成25年度から今年度にかけて、市場の実態を踏まえた大幅な引き上げが図られてきたところでございます。 道といたしましては、これまで、労務単価の上昇が確実に賃金引き上げにつながり、処遇の改善を通じて若年層の建設業への入職促進などが図られるよう、適切な水準の賃金の支払いについて要請をしております。 そうした中、平成27年度の下請状況等調査において、設計労務単価を下回っている割合は、約75%となっており、前年度より若干の改善が見られるところではありますが、引き続き、技能労働者の賃金水準の確保に一層取り組んでまいりたいと考えております。 以上でございます。 〇知事 高橋はるみ (建設管理課) 次に、建設労働者の処遇改善に関し、技能労働者の賃金についてであります。道では、これまで、技能労働者の賃金水準の確保について、建設業関係団体や受注者に対し、文書や訪問による要請を行うとともに、下請状況等調査において、賃金が設計労務単価を下回っている場合には、受注者等に対し文書により改善要請を行うなどしてきたところであります。 今年度新たに、下請状況等調査時に、設計労務単価改定に伴う対応状況や、その理由などに関するアンケート調査を実施することとしており、引き続き、技能労働者の就業環境の改善が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

平成28年第3回北海道議会定例会 一般質問 開催状況（経済部地域経済局中小企業課）

開催年月日 平成28年9月26日
 質問者 日本共産党 真下 紀子 議員
 答弁者 知事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
九 中小企業等の振興について (真下議員) 2014年の民間信用調査会社の調査で、いわゆる道内のオーナー企業8,970社のうち約半数の代表者が60歳以上であり、後継者不在率も7割を超え、北海道は、事業承継が進んでいない地域となっています。道は小規模企業振興条例を制定し、今定例会にファンドを利用した事業承継事業を予算計上していますが、その対象はわずか20件程度の予算規模にとどまっており、これまで中小企業総合支援センターが行ってきた相談件数の実績程度にすぎません。これでは、実行ある対策となり得るか甚だ疑問です。道内の休廃業・解散は年間2,000件前後で推移し、2015年度は1,935件、9.2%もの増加となっています。しかし、この深刻さに対応した規模とは程遠いと言わざるをえません。事業承継の目標を見直し、開業目標も積極的に引き上げていく必要があるのではないのでしょうか。昨年2月の経済委員会の私の質問に経済部は、道内中小企業5,000社を対象にしたアンケートをもとにニーズ調査を行い、個店や個人事業主も対象にしたデータづくりとマッチングに取り組むと答弁をしていましたが、道として、円滑な事業承継に向けて具体的にどのように取り組み、どう効果をあげようとしているのか。本道経済と雇用の柱である中小企業振興への知事の固い決意も含めしつかりとご答弁願います。	(知事) 事業承継に向けた取組についてであります。地域の経済と雇用を支える中小・小規模企業の事業活動の継続は喫緊の課題であり、新たに設立するファンドでは、関係機関との密接な連携のもと、案件の発掘、出資からその後のハンズオン支援までの一貫した仕組みを構築することで、成功事例を作り出し、企業の事業継続への意欲喚起を図ることにはしているところであります。 道では、これまでも、中小企業総合支援センターや中小企業診断士等による相談対応等に努めてきておりますほか、新たに、地域における事業承継サポートネットワークの整備やコーディネーターの育成などにより、後継者不在の企業や個人事業主に対する、事業承継に向けたきめ細やかな取組を進め、地域の中小・小規模企業の事業活動の継続を図り、地域経済の持続的発展に努めてまいる考えであります。

平成28年第3回北海道議会定例会（追加先議）開催状況

開催年月日
質問者
答弁者

平成28年9月28日（水）

日本共産党
知事

真下 紀子 議員
高橋 はるみ

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
一 農地復旧に向けた取組について 私は、日本共産党北海道議会議員団を代表して、ただいま提案をされました補正予算案について知事に伺います。 8月16日以降、観測史上初となる台風の連続上陸と接近により、本道はかつて経験したことのない災害被害を受けました。4名の方が亡くなり、いまだなお2名の方が不明のままであり、1632件の住家被害に加え、農地の被害は3262箇所、道と市町村の被害総額は1963億円にのぼる甚大なものとなっております。私からも心からお見舞いを申し上げます。 先ほど約650億円ほどの補正予算が提案をされました。併せて道は、公共施設の復旧、産業被害からの再生、地域の再建の3本柱で復旧・復興を進めるとし、緊急対策を含めると1065億円の予算規模になります。私は日本共産党議員団と共に上川・十勝などの被災現場を回り、安全の確保とともに、直接、住民の皆さんから被害状況と要望などを伺い、また、会派として被災状況を把握するとともに、激甚災害の指定を急ぐことをはじめ、具体的な対策を国と道に求めてまいりました。今般の激甚災害の決定と本予算の効果的かつ速やかな執行によって災害復旧が加速されることを強く望むものであります。そこでまず農地復旧に向けた取組について伺います。 （真下議員） 道管理河川で度重なる氾濫が起こり、樋門などの農業設備に流木が絡まるトラブルなどから、堤防が決壊し農地へ土砂や流木が流入するなど大きな被害を招きました。北見地方の荒大な農地被害も調査し、来年の作付けに不安の声も寄せられておりました。私ども共産党議員団は、8月29日、台風10号の被災前に農水省に農地復旧対策を求めて参りました。その際、1次産業の生産基盤の再生に向けて、査定を待たずに応急工事ができる査定前着工制度の積極的活用を推進するとお聞きをしてまいりました。 しかし、この制度に関する周知が十分とは言えないことが、現地での調査でわかり、ただちに私どもから周知の要請を行い、改めて農水省から通知が出され、道はこれを受けて被災地に周知を図ったと承知しております。知事も活用すると先の代表答弁で答弁されておりましたが、実績はどのようなになっているのかお示してください。現時点までには活用が多いとは言えないと聞きおよんでおりますが、冬を間近に控えどのように取り組んでおられるのか伺います。 また、来年の作付けに影響がないように対策すると答えておられますが、個別具体的に状況を把握し、農業者の不安の声にどのように対応するのか伺います。	（知事） 農地復旧に向けた取り組みについてであります。道では、再生産の確保に向け、国の査定を待たずに応急工事を実施する「査定前着工制度」が積極的に活用されるよう、その周知に努めており、調査設計などを経て、工事を発注することから、現時点では、申請は2地区となっておりますが、来月中には15地区で復旧に着手する予定であり、十勝管内を除くと災害復旧事業の実施地区の4分の3程度となり、十勝においても、現在、調査設計を急いでいるところであります。 道においては、それぞれの被災状況に応じ、市町村に対し、必要な技術協力や職員の派遣を行うとともに、被害が特に甚大で、高い技術力が必要とされる場合には、道が事業主体となって工事を行うなど、一日も早い農地の復旧に取り組んでまいりたいと考えております。

【 水産林務部所管分 】

平成28年第3回北海道議会定例会〔追加先議〕開催状況

開催年月日 平成28年9月28日（水）

質 問 者 日本共産党 真下紀子 議員

答 弁 者 知事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
二 水産・林業に関する支援について 次に水産業、林業に関する支援についてであります。9月6日の水産林務委員会でも指摘しましたが、噴火湾のホタテ養殖、太平洋沿岸のコンブ干場、林道などの林業被害等については、全体像の把握に時間を要することがあります。今後、どのように対応するのか伺います。	○高橋知事 道では、これまで被害の状況把握に努めてきておりますが、水産関係では、天然コンブの流出状況の確認に、また、林業関係では、路網の損壊により、被災した森林の確認に、時間を要しているところであります。 このため、道といたしましては、市町村との協力のもと、被害状況の調査を急ぐとともに、関係団体と設置をしております連絡会議と密接に連携を図りながら、必要に応じ、国の査定前着工制度を活用するなど被災した漁業及び林業関連施設等の一日も早い復旧と事業者の経営の安定に向けて取り組んでまいる考えであります。

平成28年第3回北海道議会定例会〔追加先議〕開催状況

開催年月日 平成28年9月28日(水)

質問者 日本共産党 真下 紀子 議員

担当部課 建設部土木局河川砂防課

質問要旨	答弁要旨
三 河川管理と改良復旧の取り組みについて 旭川市のペーパン川、旭川市・美瑛町の辺別川、東神楽町の八千代川では、同様な箇所で氾濫が繰り返され、全道で75の河川が氾濫しています。また、清水町のペケレベツ川では、河床が高くなることで橋台が洗堀され、道路や橋梁の崩壊につながったとの指摘もあります。これは、これまで指摘してきたように道が河川管理予算を減額し、日常管理の不十分さによることも考えられますが、今後どのように取り組むのか。また、道は災害復旧にとどまらず、強度を強化する改良復旧に取り組むこととしていますが、具体的にどのように取り組むのか伺います。	○知事 高橋 はるみ 河川の維持管理などについてであります。それぞれの地域や施設などの現状を踏まえ、適切な維持管理に努めるとともに、樹木の伐採など河川の維持管理のあり方について検討してまいる考えであります。 また、堤防の決壊などが発生した箇所では、速やかに必要な応急工事を実施するとともに、この度の記録的な大雨を踏まえ、再度災害の防止に十分でない場合においては、川幅を広げるなど改良復旧事業についても検討しているところであり、こうした復旧事業に速やかに着手をしてまいります。

平成28年第3回北海道議会定例会 追加先議 開催状況（経済部経済企画局経済企画課）

開催年月日 平成28年9月28日
 質問者 日本共産党 真下 紀子 議員
 答弁者 知事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
四 被災状況と道の取り組みについて （真下議員） 次に、中小企業や観光への影響等と道の取組についてです。知事は20日の私の代表質問に、商工業や観光への影響の把握に努めると答弁をされておりましたが、これらの被災状況をどのような把握し、それに対して、道はどのように取り組むのか伺います。	（知事） 次に、商工業や観光の被災状況などについてであります。この度の台風による大雨等に伴う被害状況は、9月27日現在、建物や設備、商品などが受けた被害は827件、宿泊キャンセルなどは247施設となっているところであります。 道では、災害により経営に影響を受けている中小企業に対し、災害発生後速やかに低利の災害貸付を適用するとともに、本庁や振興局などに特別相談室を設置するなど、企業への支援を行っているところであります。 今後とも、関係機関と連携を密にしながら、移動相談会の開催などを通じ、経営相談にきめ細やかに対応するほか、観光需要の回復に向け正確な情報発信やプロモーションの実施などにより、地域の商工業や観光の復旧・復興に全力を挙げてまいります。
五 国への支援要請について （真下議員） また、影響を把握したうえで、必要な支援を国に求めるとも答えていましたが、どのような支援を求めて対応していこうとするのか、伺います。	（知事） 国への要請についてであります。この度の台風等により商工業や観光業にも大きな被害が生じており、工場の操業停止や鉄道など公共交通機関の運休などによる地域経済へのさらなる影響が懸念されるところであります。 このため、道では、被災した商工業者や観光関連事業者等が共同で実施する復旧に係るソフト・ハードの取組に対する支援や、観光需要の早期回復に向け、正確な情報発信や誘客キャンペーンの実施などについて、国などに対して要請してきているところであり、今後とも、さまざまな機会を通じ、必要な支援の要請を行ってまいります。

平成28年第3回北海道議会定例会 追加先議質疑 開催状況（経済部観光局）

開催年月日 平成28年9月28日
 質問者 日本共産党 真下 紀子 議員
 答弁者 知事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
六 観光への影響と今後の見通しについて （真下議員） 観光への影響は被災状況によっては長きに渡ります。 2013年には大雪による土砂崩れによって、上川管内の天人峡羽衣の滝までの遊歩道が崩壊いたしました。私は、かねてからこの復旧を加速するよう求めてきました。今回の台風被害によって2010年に続き、またもや道道が崩落し、観光客などが避難を余儀なくされましたが、応急対策が取られ、開通に至っております。 現在、国の事業として、2013年の崩落で通行止めとなっている羽衣の滝までの遊歩道の橋の架け替え工事を行っておりますが、今回、あらたに、この橋に通じる道管理の遊歩道の一部が崩落し、通行できない状況となっています。 これまで遊歩道が利用出来ない状況が長期間にわたって続いていたところですが、観光面での影響をどのように認識しているのか伺います。 復旧工事に2000万円の補正予算が計上されたことは歓迎しますが、早期に向けた復旧の見通しと開通後の観光振興に向けて、道としてもより一層尽力すべきと考えるところです。知事の見解を伺います。	（知事） 天人峡の観光面での影響などについてであります。天人峡の羽衣の滝は、道内最大の落差を誇り迫力ある景観を有するところではありますが、平成25年に土砂災害により、遊歩道が崩落し、長期にわたり不通となっていることから、天人峡温泉では、客単価の下落や昼食、日帰り入浴を目的としたバスツアーの減少など、厳しい状況が続いていると認識をいたします。 こうした中、迂回する橋の建設など工事を進めていたところではありますが、この度の大雨災害により新たに遊歩道が被災したことを受け、道といたしましては、関係機関と協議しながらできるだけ早期の復旧を目指し準備を進めているところであり、今後とも、地元の東川町や観光事業者と連携しながら、貴重な自然環境と観光が共存できる魅力的な観光地づくりに取り組んでまいります。